

神戸市立工業高等専門学校創造デザイン工房規程

2024年4月1日

規程第1号

(趣旨)

第1条 神戸市立工業高等専門学校創造デザイン工房（以下「工房」という。）は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生（専攻科生、研究生及び聴講生を含む。以下同じ。）が創造力及び独創性を発揮して自由に創作活動を行うことができる環境を提供することにより、本校におけるアントレプレナーシップ教育の充実とスタートアップ人材の育成を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 工房は、前条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

- (1) 創作活動用の設備の日常管理及び創作活動を希望する学生及び当該学生を指導する教職員が自由に利用できる環境の提供
- (2) 創作活動を希望する学生及び当該学生を指導する教職員に対する安全指導及び操作方法の説明
- (3) その他工房の管理運営に必要な業務

(管理運営体制)

第3条 工房の管理運営体制として、創造デザイン工房長（以下「工房長」という。）及び技術職員若干名を置く。

- 2 工房長は、工房の管理運営を統括する。
- 3 技術職員は、学生及び教職員等が安全に工房を利用できるよう指導に当たるとともに、設備等の管理を行う。

(工房長)

第4条 工房長は、校長が指名する。

- 2 工房長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(利用者の制限)

第5条 工房を利用することができる者は、次のとおりとする。ただし、設備の使用ができる者は、あらかじめ安全指導及び操作方法の説明を受けた者に限る。

- (1) 本校学生
 - (2) 本校教職員
 - (3) 本校非常勤講師
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、工房長が特に許可した者
- 2 工房長は、前項の規定にかかわらず、設備の危険な使用や乱雑な取り扱い、他の利用者への迷惑行為等、管理運営上問題となる行為を行う者の利用を禁止又は制限することができる。

(休館日)

第6条 工房の休館日は、次のとおりとする。ただし、必要により変更することがある。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の休日
- (3) 年末年始
- (4) その他工房長が定める日

(利用時間)

第7条 工房の利用可能時間は、午後0時から午後7時までとする。ただし、授業、研究活動又は課外活動であらかじめ工房長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 利用可能時間外に工房長の許可を得て工房を利用する場合は、安全指導及び操作方法の説明を受けた教職員の指導の下で利用しなければならない。

(利用方法)

第8条 工房の設備を使用する者は、別に定める方法で使用前に工房長に申し出なければならない。

(整理整頓)

第9条 工房を利用する者は、使用後に整理整頓を行わなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、工房に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。